

## 平成24年度第2回宇都宮家庭裁判所委員会 議事概要

### 1 日時

平成24年12月19日(水)午後2時から午後4時まで

### 2 場所

宇都宮地方・家庭裁判所中会議室(新館2階)

### 3 出席者

#### (1) 委員(敬称略・五十音順)

今井幸子, 小野ナツ, 柿沼光子, 菊池正之, 近藤壽邦, 篠原礼, 高橋信正,  
若度哲久, 和田祥一

#### (2) 事務局

原茂敏(首席家庭裁判所調査官), 伴野幸子(首席書記官), 及川節子(事務局  
長), 高橋伸生(事務局次長), 大金恒雄(総務課課長補佐), 大原敏子  
(総務課庶務係長)

### 4 議事

#### (1) 事務局の紹介

#### (2) 所長挨拶

#### (3) 栃木県内の最近の特徴的な非行について

事務局より, 少年審判手続の流れ図を配布した上, パワーポイントを用いて  
事件の動向, 処分, 特徴の説明を行った。

その後の質疑で委員等から次のような意見等が述べられた。

(発言者: 委員長, 委員, 事務局)

少年事件が少なくなっているとの説明があったが, 子どもが少なくなっ  
ていることと関係はあるのか。子どもの減少よりも事件の減少が多くなっ  
ているのか。

子どもの減少との関係はあると思われるが, それほど大きくは減っていない。

刑法犯も減ってきていると聞いているが、中身が問題である。

現在は、個人の権利意識が高まってきて昔ほど厳しく取り締まれない。新しい犯罪が増えており、振り込め詐欺などなかなか犯罪の増加に取り締まりが追いつかない状態である。

今の家庭環境を反映した少年事件において、再非行を防ぐのに難しい点、特徴的なことはあるか。

性犯罪を起こした子どもは、内面の理解が難しい。通常は普通の子どもの問題がないような子が性犯罪を起こすことがある。

家庭裁判所は、現代型の少年事件に対応していかなければいけない難しさがある。裁判官の委員は、昔の少年と今の少年とを比較するような事件に巡り会ったことがあるか。

非行の種類が新しいものはあるが、少年の性質は今も昔も共通するものが多い。裁判所は幅広く少年の情報に接していくので、その過程で少年の問題がでてくる。

犯罪を起こす少年の過去にいじめは関係しているか。

いじめが非行としてあがってくるものはないが、少年の生育史を見るといじめがまったくないわけではない。

今のいじめは犯罪になるようなものもある。いじめられている方が隠していて、問題をエスカレートさせていくように思う。成人した後に犯罪につながるようなものを残していくのではないか。

裁判所も背景事情に深く入って行って教育的措置ができればいい。

薬物に関する事件が少ないのは栃木県の傾向なのか。

栃木県は特に少なく、覚せい剤の事件も少ない。他県は薬物といっても向精神薬に関する事件が多くなってきている。シンナーはなくなってきている。

発達障害の少年の事件が増えているということだが、実感としてはどうか。

少年事件で発達障害であるという子はよく聞くし、今は親もそのことを隠さ

ない。

どのようにして発達障害が分かるのか。

テスト等，小学校の段階で調べて診断が出ている子もいる。

発達障害には知的障害を持っている子は多いか。

知的障害の子もいる。発達障害の子の場合，集団になじめない，人間関係を持てない子が仲間外れにされ非行を起こすケースがある。

発達障害の子の非行を具体的に教えて欲しい。

多種多様であるが，学校の中でうまくいかなくて傷害事件になるケースや，盗みを起こすケースもある。発達障害であるからこういう傾向ということはない。

昔は発達障害とは言われなかったが，いつ頃から発達障害と言われ出したのか。

神戸の事件でアスペルガー症候群が言われ，この10年くらいで新しい診断名が付くようになった。

発達障害というようなことは昔からあったが，精神医学の発達から発達障害という分野が出てきたということか。行動科学が進んでいくと教育的措置も考えなくてはいけない。事件は減少しているが対応が難しくなり，きめ細かい対応をしなければならない少年が増えてきている。家庭の状況が変わってきているので，それぞれの少年により教育的措置も違ってくる。

#### (4) 教育的措置について

事務局より教育的措置の説明を，①初発型非行，比較的軽微な事件の場合，②身柄事件の場合，③具体的事例に分けて行った。

その後，次のような意見が述べられた。

教育的措置は，家庭裁判所にきた少年事件のうち裁判官による最終審判があるまでの間に主として家庭裁判所調査官が中心になって少年の再非行防止，少年の立ち直りに向けた活動をしていくものである。その際には，家庭裁判所調

査官の外に学生ボランティア，栃木少年友の会の協力を得ながら教育的措置を2，3か月から半年間実施し，それを勘案して最終処分を決めている。

学生ボランティアはどんな方がいるのか。

栃木少年友の会（以下「友の会」という。）という少年の立ち直りを援助する会であるが，その会員が宇都宮大学等へ行って募集をしている。現在は宇都宮大学の教育学部や国際学部，白鷗大学法学部の学生が登録している。学生ボランティアの活動は，少年に勉強を教えたり，話し相手になったりしている。現在の登録数は17～18名である。

ボランティア活動を通じて学生に家庭裁判所を知ってもらうよい機会である。友の会の会員である委員に活動の内容等についてお話し願いたい。

友の会は，事件を起こした非行少年の更生と健全な育成のために家庭裁判所の支援，協力を目的に昭和47年に設立した団体である。「家庭に平和を少年に希望を」をスローガンに活動しているボランティアの団体である。

教育的措置としては，付添人活動，交通講習，学生ボランティアの援助，施設訪問，少年に対し鑑別所にいる間の物品等の援助活動等を行っている。

印象に残っている活動としては，初めて男女ペアの二人体制で実施した付添人活動である。鑑別所にいる間二人で面会に行くと少年の負担になると心配したが，父母役で対応したところうまく機能した。その少年には入院中の母親がいたが主たる監護者は祖父母であったため，父親役，母親役として審判にも立ち会った。弁護士が付添人は付いていたが，友の会は家庭を訪問するなどして家庭裁判所調査官と連絡を取りながら家族関係や家族と少年との対応の問題等について対応した。

施設訪問をしているということであるが具体的にはどこに行っているのか。

会員の研修として少年院見学を行っている。

友の会もこれからは教育的措置に関して幅広く活動していく必要がある。今までは，友の会は付添人活動が中心であったのか。

個別の教育的措置としては付添人活動を，団体の教育的措置としては交通講習を年11回実施している。

講習も被害体験を話すものがあると聞いているが。

宇都宮では書店の店主に来てもらい1冊万引きされたらどのような被害になるのか等を話してもらっている。裁判所内部の人間が話すより外部の人の話を聞かせた方が，少年や保護者に実感がわき効果がある。

友の会はどのような性格の団体なのか。

友の会は家庭裁判所をいろいろな面で支援する団体で，調停委員を中心に活動しており，昨年全国組織になった。

友の会には調停委員以外にも賛助会員がいる。

栃木県では全ての少年の身柄事件に弁護士の付添人が付くことになっているが，友の会の付添人はこれからどうなるのか。

弁護士と友の会で役割分担ができています。

弁護士の付添人の子ども権利委員会と友の会の付添人で来年1月に初めての意見交換会を開催する予定である。友の会は弁護士とは立場が違うので，連絡を取り合って役割分担をしながら活動している。

そのような活動の成果が少年の非行減少に役立っているようだ。

友の会の付添人が付くのはどのような場合か。

裁判所が受理した身柄事件の中で家庭内がうまくいっていない等により友の会の付添人を付けた方がよいと判断したものに付けている。母親のサポートに付けた例もある。

家庭裁判所は事件を起こした少年に対し手厚く教育的措置を行っているが，一般には知られていない。

学校教育の関係の委員をしているが，そのようなことは目にすることがないし，教育委員会にも話はこない。学校内で事件が起きた場合，以前は学校外へ事件が出ないよう隠していたが，今は事件を隠さないようにと言っている。

家庭裁判所の行っている教育的措置は事件に関わった人にしか知られていないので、制度、仕組みを裁判所として広報活動してもよいと思う。

家庭裁判所では教育関係者が集まる地区の協議会に参加しており、家庭裁判所で年1回保護関係機関等との協議会もある。教育委員会から家庭裁判所の見学に来ることもあり、その際は説明をしている。

中学校等との連携も家庭裁判所は考えていかなければならない。

家庭裁判所がいろいろな活動を通して再犯防止につなげていることがわかった。

補導委託を引き受けてくれるところが減っていてなかなか難しいと聞いている。問題点は何かあるか。

補導委託は試験観察中、民間に少年を預け教育してもらおう制度である。

補導委託先は増やしている。少年に応じてどこがよいかを考えて行っている。就労体験やボランティア活動を実施している。

昔ほど利用されていないように思うがどうか。

毎年2、3人は実施している。短期型の奉仕的な老人施設のようなところが勉強になる。

学生ボランティアはいつ頃から始まったのか。

機能しているのは4、5年くらいである。学生は卒業してしまうので、毎年募集して教育を行っている。学生ボランティアの研修は平日の午後5時以降に家庭裁判所調査官に来てもらい行っている。

家庭裁判所調査官の役割を再認識した。自分の実体験としての感想であるが、暴力事件を起こす少年は愛情に飢えていると感じた。家庭裁判所調査官、友の会の人達の愛情が一番いいと感じた。更生には愛情と褒めることが大切であると感じている。

家庭裁判所の仕事は大変であると感じた。

家庭裁判所が少年に関与するのは一時期である。そこでの関わりを基に少年

や当事者に働きかけをしてそれを活かしていただきたいという思いがある。教育的措置はそのような観点からも見ていただきたい。

(5) 次回テーマ

「少年事件における教育的措置（その２）」とする。

(6) 次回期日

平成２５年１０月２４日（木）午後２時から午後４時まで

以 上